

第一席 群馬県市町村広報コンクール
広報おうらが4連覇を達成

1月17日、県と県広報協会主催の市町村広報コンクールの審査会で、「広報おうら」12月号が広報誌町村の部で最優秀賞に当たる第一席に選ばれました。写真の部でも第一席に選ばれ二冠を達成。広報おうらは、昨年に続いての第一席。4年連続9回目です。
講評では「企画内容も地元に着着した読ませる内容だった」、「見てほしい読んでほしいという作り手の思いが伝わってくる」など、審査員から好評価を受けました。



写真の部第一席「紅差す少女」(11月号より)
※第一席に輝いた広報誌と写真は、日本広報協会主催の全国広報コンクールに出品されます。

福祉 母子・父子家庭や父母のいない児童が対象
入学や進学を支給する制度

▼対象 離婚・死別などで母子・父子家庭になった児童、父母のいない児童
▼支給額
小学校入学(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)1万円
中学校入学(平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ)1万5,000円
高等学校進学(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)2万円
※高校に進学しない場合は、中学校を卒業したときに該当になります。
▼申請方法 所定の申請書に必要事項



児童館 料金は無料。平成26年度の登録児童を募集
児童館の利用申込を受け付けます

▼利用時間
一般児童 放課後～午後5時(放課後自由に児童館を利用できます)
留守宅児童 放課後～午後6時30分
※保護者が働いており、下校しても自宅に保護者のいない児童が対象。申込に就労証明書などが必要です。家族の人が迎えに来ることも条件です。
▼登録方法 児童館にある所定の申込書に必要事項を書いて申し込む
▼申込・問合せ
中央児童館(中野小学校北)
88-6135



※現在児童館を利用している場合でも、改めて年度ごとの申込が必要です。

窓口 4月1日から毎週火曜日に限り
住民課の窓口業務を延長します

▼窓口延長日 毎週火曜日
※祝日・年末年始は除きます。
※役場庁舎の正面玄関(西側)からお入りください。
▼時間 午後5時15分～7時15分
▼交付できる書類
・住民票の写し
・住民票の記載事項証明書
・印鑑登録証明書
・印鑑登録証
・戸籍の証明書
・戸籍の附票の写し
・一般旅券(パスポート)の交付のみで、申請はできません)
▼問合せ 役場住民課 47-5015



募集 完成予定は3月末。入居可能日は4月以降です
石打町営住宅団地の入居者を募集

町では3月末に完成予定の石打町営住宅団地B棟(第2期)の入居者を追加募集します。
▼募集期間(応募者多数の場合抽選) 3月3日①～31日②
▼入居資格(収入制限あり)
①町内に在住か在勤し、親族と同居する予定の現在住宅に困窮している人
②単身の高齢者・障害のある人で現在住宅に困窮している人
③①か②に該当し、その他の入居資格をすべて満たすこと(単身の場合は①と②両方に該当)
※その他の入居資格については、役場

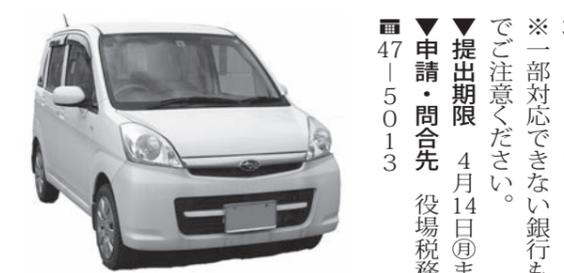


↑石打町営住宅(完成予想図)
住所・石打1171-1 構造・鉄筋コンクリート3階建て

都市建設課にお問い合わせください。
▼募集住宅 1K(1人以上)
※募集戸数・家賃などは募集案内参照。
※共益費・駐車場代が別途かかります。
▼入居可能日 4月以降
▼募集案内配布場所 役場都市建設課
▼申込方法 役場都市建設課へ直接申し込む(役場開庁時間に限り)
▼申込・問合せ 役場都市建設課 47-5031
県営住宅の募集
県では年4回、県営住宅入居者の定期募集をしています。今回の募集は、7月入居分の住宅です。
▼募集期間(一部随時募集の住宅あり) 4月1日①～15日②
▼入居資格(収入制限あり)
住宅に困窮し、親族と同居する予定の人や単身の高齢者、障害のある人
※募集戸数・家賃などは募集案内やホームページ参照。
▼URL <http://www.gunma-jkk.or.jp/kenei/>
▼募集案内配布場所 県住宅供給公社、県土木事務所、役場都市建設課
▼入居可能日 7月1日①
▼申込・問合せ 県住宅供給公社 027-223-5811

税金 4月1日現在所有している人に税金がかかります
軽自動車の廃車・名義変更はお早めに

▼手続が必要な場合
①自動車を手放したり、下取りに出したりした場合
②自動車を廃車した場合
③住所・名前を変更した場合
※手続先などは、下表をご覧ください。
【5月第一・二週に車検予定のある人】
口座振替の特例があります
軽自動車税の振替納税日は、4月30日①ですが、5月の第一・二週に車検予定のある人は、「軽自動車税納期前口座振替申出書」を役場税務課に提出することで、4月25日②に口座振替することになります。納税証明書の発送は4月30日となります。
※一部対応できない銀行もありますのでご注意ください。
▼提出期限 4月14日①まで
▼申請・問合せ 役場税務課 47-5013



軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や名義変更、住所変更などで手続きをしていない人は、お早めに手続きをお願いします。

種別	手続・問合せ
軽自動車、四輪乗用・四輪貨物など	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎027-261-4621
二輪の小型自動車・軽二輪(125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021
小型特殊自動車(農耕作業車・フォークリフトなど) 原動機付自転車(125cc以下のバイク)	役場住民課 ☎47-5015
普通自動車	税について▶県自動車税事務所 ☎027-263-4343 登録について▶関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

群馬県ナンバーのものは、役場では手続きできません。ご購入された販売店や修理店、または関東運輸局群馬運輸支局などに相談してください。